

ヤングケアラーが生まれるメカニズムと支援策に関する研究

Research on the structure and support measures for young carer

島根大学法文学部 宮本恭子

Department of Law and Literature, Shimane University

MIYAMOTO Kyoko

宮本恭子

要旨

本研究では、子どもが「潜在的な介護力」に組み込まれて、孤独・孤立化することのないよう、ヤングケアラーの発生要因・機序を解明し、予防的対策を検討することを目的としている。この目的を達成するために、島根県が実施した「島根県子どもの生活実態調査」のデータを用いて、ヤングケアラー世帯の親の働き方の状況について分析した。結果、共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加、大人のゆとりのなさといった要因があり、大人がケアにかけられる時間が減る傾向にあるなか、多くのヤングケアラーが生まれて、担うケアの負担は重くなっていることが明らかになった。ヤングケアラーが孤独・孤立化に陥る状況を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するためには、「時間の貧困」とともに、「関係性の貧困」という視点をもつことの重要性が示唆された。

1. 研究目的

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を「ヤングケアラー」という。「見えないケアラー」とも呼ばれ、どう発見するかが最初の課題とされる。ヤングケアラーについては、支援体制の強化等の対策を進めてきているが、ヤングケアラーへの支援について法律上明確な根拠規定が設けられていなかった。

ヤングケアラーへの関心が高まるなか、家族の介護や世話に迫られる「ヤングケアラー」の支援を明文化した改正子ども・若者育成支援推進法が2024年6月5日、参院本会議で可決・成立した。国や自治体が支援に努める対象として明記することで、相談窓口の整備などを促す狙いである。ヤングケアラーは法律上の定義がなく、国内では18歳未満の子どもと位置づけるのが主流だった。だが、家族のケア負担の影響は18歳以上になっても続くため、政府はおおむね30代までを含む子ども・若者育成支援推進法で法制化することで、18歳以上の若者にも切れ目なく支援を続けることを明確にした。改正法は、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義している。

ヤングケアラーの存在は、イギリスでの調査によって明らかになりかつ研究は先行して

いる。2005 年ころから先行するイギリスでの研究を紹介する形で、日本でもヤングケアラーの研究が始まった¹⁾。日本では近年、「ケアラーのケア」（介護者支援ともいう）に注目が当たる中で、その一つの側面であるヤングケアラーにも注目が集まっている。2010 年には一般社団法人日本ケアラー連盟が設立され²⁾、実態調査や各種調査などが行われるなどの活動も進みだした。

全国の実態調査を踏まえ、政府も積極的な支援策を打ち出した。有効な支援策を考えるために、行政だけでなくヤングケアラー当事者や元ヤングケアラー、民間の支援団体などの声が反映される機会も多く見受けられるようになった。こうして、官民を挙げての具体的な支援策が一気に進みつつあるが、ヤングケアラーにどのような支援を届ければよいのか、どのような支援策が効果的なのか、まだまだ手探りの状態である。今はまだ「とにかくやってみよう」の段階であるが、「やってみてどうか」という、現状で実施されている支援策がヤングケアラーの負担をどの程度軽減しているのか、その有効性についての本格的な検証は始まったばかりであり、今後の課題である。

加えて、最も重要であるのは、そもそも“なぜ、子どもが介護者になっているのか”、“なぜ、ヤングケアラーが生み出されるのか”、という原因や背景要因を明らかにし、その処方箋を提示することであり、“新たなヤングケアラーを生まない”、という予防的な視点からのアプローチではないだろうか。しかしながら、この点については政府を含め学術的な調査研究は未着手である。このような問いこそが、ヤングケアラーにとって『真』に必要な対策と言えよう。

本研究の目的は、子どもが「潜在的な介護力」に組み込まれて、孤独・孤立化することのないよう、ヤングケアラーの発生要因・機序を解明し、予防的対策を検討することにある。この目的を達成するために、島根県が実施した「島根県子どもの生活実態調査」のデータを用いて、ヤングケアラー世帯の親の働き方の状況について分析する。これを踏まえて、親の働き方とヤングケアラーが生まれる関連要因を考察し、ヤングケアラーと家族の孤独・孤立化を未然に防ぐための支援について考察する。

2. ヤングケアラー支援の政策方針

国が実施する全国実態調査でヤングケアラーの状況が明らかになるにつれて、このような状況を改善するには、国や自治体単位での支援が必要との意見が出るようになり、ヤングケアラーの支援に乗り出す自治体が出てきている。埼玉県では 2020 年 3 月、全国ではじめてとなるヤングケアラーを支援するための条例「ケアラー支援条例」が成立した³⁾。これは、社会全体で支えることでケアラーの孤立を防ぐ仕組みづくりを目指すもので、ヤングケアラーの教育機会の確保も含まれている。また、この条例を踏まえ、埼玉県では県内の高校 2 年生 5 万 5,000 人を対象に実態調査を開始した⁴⁾。調査結果は支援推進計画に反映される予定である。埼玉県で施行された条例のように、ヤングケアラーの実態に即して広く支援の手を差し伸べられる制度や仕組みづくりが国や自治体レベルで求められてい

る。

おりしも、新型コロナウイルス禍で若者の貧困や自殺が増えたのを受け、政府は 2025 年度までの「子供・若者育成支援推進大綱」を決めて、孤独・孤立対策の強化を明記した⁵⁾。新たな大綱は新型コロナ禍で「子供・若者の孤立の問題が一層顕在化している」と指摘するとともに、孤独・孤立対策を中心に 5 つの柱を設けた。そこに、病気や障害のある家族の介護を担う 18 歳未満のヤングケアラーの実態を調査し、支援することも明記された。

ヤングケアラーは子どもの負担が大きいことが課題となっており、政府が閣議決定した経済財政運営の指針「骨太の方針」には、家族の介護や世話を担う子ども「ヤングケアラー」への支援が初めて明記された。孤立しがちなヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐ取り組みが予算化される方向になり、国レベルの支援が本格化する。

家族の介護や世話に追われる子ども「ヤングケアラー」の支援を巡り、厚生労働省と文部科学省は来年度の予算概算要求に支援の事業費を盛り込んだ⁶⁾。厚労省は概算要求で、ヤングケアラー支援のための新規事業を複数、盛り込んだ。自治体の先進的な取り組みを財政面から後押しする「ヤングケアラー支援体制強化事業」の創設⁷⁾、各地にある当事者団体や支援団体の連携を深める「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」の創設、ヤングケアラーがいる家庭や育児に不安を抱える家庭に家事支援などを行う「子育て世帯訪問支援モデル事業」の創設などがある。

「ヤングケアラー支援体制強化事業」では⁸⁾、自治体が行う実態調査や、福祉、医療、教育など各分野のソーシャルワーカー向けの研修などの事業費を国が補助する。自治体が福祉事務所などに「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置して民間の支援団体などとの連携体制を整えた場合や、当事者が支え合う「ピアサポート」などの活動に取り組んだ場合などにも事業費を補助することを想定している。

文科省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させる事業などにヤングケアラー支援も含めた⁹⁾。学校現場で過度なケアを負担している子どもの早期発見を図る。政府は来年度からの 3 年間でヤングケアラーの認知度向上の「集中取組期間」と位置づけており、ヤングケアラーの早期発見や支援体制を早急に整えたい考えだ。政府は、施策について、スピード感を持って取り組む意向を示している。

子どもがケアを担う背景には、家族の世帯規模の縮小、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、貧困といった様々な要因がある。ケアを必要とする人が増える一方で、家族機能の弱体化や労働市場での女性の活躍がより一層広がり、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っている。公的サービスは整いつつあるが、それが届いていない家庭があったり、届いていても課題解決に至らない場合もある。また、昔のままの家族の役割やケアを当たり前とする背景もあり、子どもがケアの担い手となる状況が生まれている。

家庭内の問題は複雑であり、ヤングケアラー支援のためには、関係機関・団体が連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められてい

る。そこで、関係機関に調査を実施し、効果的な連携の在り方を検討しながら、連携して行う支援の内容を「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」にまとめて、政府は広く活用してもらうよう呼び掛けている¹⁰⁾。マニュアルでは、福祉、教育、医療、地域、行政などの分野が連携して行う支援のポイントや、課題の共有・支援計画の検討、支援の基盤づくり等についてもまとめられている。

3. 「時間の貧困」が子どもに与える影響

3. 1 調査項目・調査対象

子どもがケアを担う背景には、親や家庭の大人がケアにかけられる時間等の時間の余裕がなくなっていることが要因の一つに挙げられる。そこで、「大人が家庭にかけられる時間」について、「島根県子どもの生活に関する実態調査」を用いて¹¹⁾、親と子どもの意識をみてみよう。

実態調査の時期は令和元年9月である。調査目的は、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得るため、県全体の子どもの生活実態や学習環境について調査を行った。調査対象は、島根県内の学校に進学している小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者である。回答数は総数が25,354人、回答率70.1%で、小学5年生4,598人、中学2年生4,098人、高校2年生3,976人が回答した。

調査項目の中で、自由記述項目の、子どもの質問について「あなたが毎日の生活の中で、こうなったらいいなと思っていることがあれば、書いてください。」を分析した。また、保護者の質問についても「あなたが、今、困っていることや悩んでいることがありましたら、ご自由にお書きください。」を分析した。

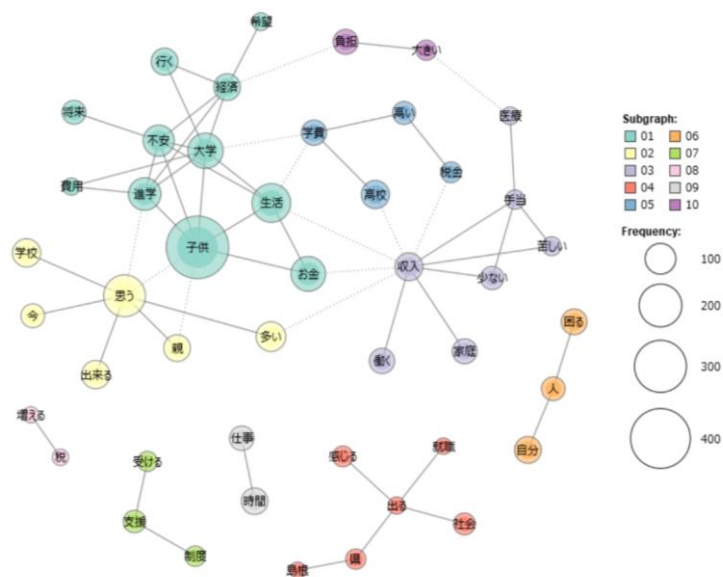
自由記述回答数は、子どもの質問、「あなたが毎日の生活の中で、こうなったらいいなと思っていることがあれば、書いてください。」は、小学生1938人 中学生1689人、高校生1124人が回答した。保護者の質問、「あなたが、今、困っていることや悩んでいることがありましたら、ご自由にお書きください。」は、小学生1306人 中学生1164人、高校生1033人の保護者が回答した。

分析方法は、共起ネットワーク分析を用いて、「自由記述」で書かれていることを可視化した。共起ネットワークとは、出現パターンの似通った語、共起の程度が強い語を線で結んだネットワークとして描き、語と語が互いにどのように結びついているかを読み取れるものである。共起ネットワーク分析を行うと、自由記述回答において頻出する語句と何に関連付けられているか知ることができるといえる。強い共起関係ほど太い線で表示される。

3. 2 「(保護者)あなたが、今、困っていることや悩んでいることがありましたら、ご自由にお書きください」の回答の可視化

共起ネットワーク分析の結果、小学生保護者では、忙しくて子供と過ごす時間がとりに

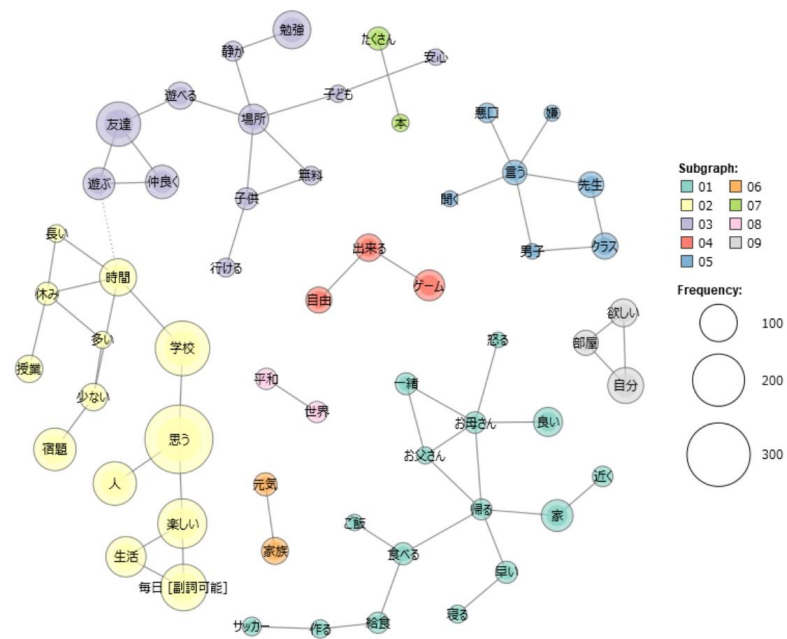
③高校生の保護者



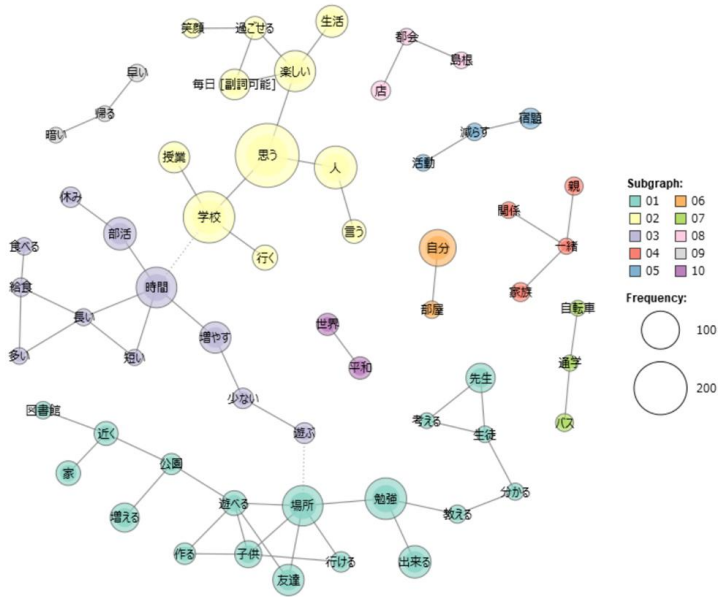
3. 3 子どもたちが書いてくれた「毎日の生活のなかで、こうなったらいいな」の回答の可視化

共起ネットワークの分析の結果、小学生は、「家族そろって食事をしたい」、「友だちと一緒に遊んだり、無料で勉強できる場所があればよい」という願いが強い。中学生も、小学生と同様に、「両親など家族そろって食事をしたい」、「友だちと一緒に遊んだり、無料で勉強できる場所があればよい」という願いがみられる。中学生は小学生よりも、「無料で勉強できる場所があればよい」という願いが強くなる傾向にある。高校生は、「通学の利便性を良くしてほしい」という願いが強い。通学の交通の便が不便で、バスや列車の便数が少ないなど、県内の公共交通事情の課題を指摘する回答である。また、「静かに勉強できる場所がほしい」という願いも強い。これに関連して、公共施設である「図書館があればよい」という願いもみられる。低学年の子供ほど、親と一緒に食事をしたり、宿題をみてもらったりするなど、親と一緒に過ごす時間が欲しいという傾向が見られる。以下に共起ネットワーク分析の結果を示す。

①小学生



②中学生



4,092(71.2%)、高校2年生 3,976(61.1%)・保護者 3,992(61.4%)である。調査実施期間は、令和元年9月である。

4. 2 ヤングケアラーの抽出

本調査では、質問項目の「家族の介護・看護（着替えなどの介助、お薬の管理など）」を「ほとんど毎日」、「週に2～3回」していると回答した者をヤングケアラーとして抽出し、調査対象とした。

4. 3 分析結果

ヤングケアラーの家庭の親の働き方をみると、母親の勤務は、「平日の日中以外の勤務はない」は小学生 29.5%、中学生 42.7%、高校生 32.6%となっており、土日祝日勤務や日中以外の早朝勤務、夜勤・深夜勤務をしている母親が多い。特に、土日祝日に働く親が多い。

父親の勤務は、「平日の日中以外の勤務はない」は小学生 20.1%、中学生 21.6%、高校生 17.5%となっており、母親以上に土日祝日勤務や早朝勤務、夜勤・深夜勤務をする者が多い。また、父親の場合、深夜勤務も多い。

ヤングケアラーの家庭では、夜間や土・日曜日に働く親が多い傾向にあり、介護サービスなど公的サービスを使いづらい夜間や土・日曜日に、子どもがケアに担い手となっている状況がうかがえる。親が土・日や早朝・夜間に働く必要があり、介護を行えないと、その代わりに子どもが同居している祖父母の介護をしたり、幼いきょうだいの世話をしなければいけない状況が生まれていることがうかがえる。以上の結果から、ヤングケアラーの家庭には、不規則勤務で働く親が多い傾向にあり、親の働き方がヤングケアラーの発生要因の一つとなっている可能性が示唆される。

表1 母親の平日日中以外の勤務について（複数回答）

	早朝 (5時～8時)	夜勤 (20時～22時)	深夜勤務 (22時～5時)	土曜出勤	日曜・祝日 出勤	その他	平日の 日中以外の 勤務はない	無回答	回答者数
小学生	13	20	17	84	55	11	46	12	156
	8.3%	12.8%	10.9%	53.8%	35.3%	7.1%	29.5%	7.7%	—
中学生	12	10	6	42	26	6	41	8	96
	12.5%	10.4%	6.3%	43.8%	27.1%	6.3%	42.7%	8.3%	—
高校生	9	7	5	50	32	5	30	8	92
	9.8%	7.6%	5.4%	54.3%	34.8%	5.4%	32.6%	8.7%	—

表2 父親の平日日中以外の勤務について（複数回答）

	早朝 (5時～8時)	夜勤 (20時～22時)	深夜勤務 (22時～5時)	土曜出勤	日曜・祝日 出勤	その他	平日の 日中以外の 勤務はない	無回答	回答者数
小学生	25	30	20	89	68	10	31	22	154
	16.2%	19.5%	13.0%	57.8%	44.2%	6.5%	20.1%	14.3%	—
中学生	26	21	18	58	45	11	22	8	102
	25.5%	20.6%	17.6%	56.9%	44.1%	10.8%	21.6%	7.8%	—
高校生	17	18	15	50	37	6	14	8	80
	21.3%	22.5%	18.8%	62.5%	46.3%	7.5%	17.5%	10.0%	—

5. おわりに

ヤングケアラーがおかれている状況は多様である。子どもがケアを担う状況を引き起こす可能性があるきっかけとして見られる家族の状況を分類すると、「高齢家族(祖父母)のケア」、「父母のケア」、「きょうだいのケア」に3パターン化され、それぞれのケアを必要としている人の状況は、「高齢家族(祖父母)」は「高齢(65歳以上)」、「要介護」、「認知症」の順に多い。「父母」の状況は「精神疾患」が最も多く、次いで「日本語を第一言語としない」も多い。「きょうだい」の状況は、「幼い」、「知的障がい」が多い。

これらの家族は、大人が親としての役割を果たすべき内容について、その役割を果たすことができなくなると、子どもが親役割も担うことになる。例えば、父母がケアの対象となっている場合は、ケアを必要とする父母への直接的なケアだけでなく、ケアが必要となることで果たせなくなる親としての役割についても家族内の誰かが代替することになり、それも子どもが担うことになる。このように、ケアを担う子どもは、二重のケア役割を求められることで、ケアの負担は複雑かつ重くなっていると考えられる。

高齢家族やきょうだいがケアの対象となっている場合にも、主たる介護者ではなくても、親の仕事が多忙で、親が十分に高齢の祖父母のケアや幼い子どもの養育を果たすことができない場合に、家族の一員である子どもがケアを担うことが起きている。この場合、親の働き方が多忙で時間の余裕がなければ、主たる介護者と同じくらいのケア負担が子どもにかかってくる。特に、夜間のケアによって睡眠が十分にとれない場合には、遅刻をしたり、宿題ができないなど、学習面や学校生活への影響も大きくなる。

政府が示した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では¹³⁾、ヤングケアラー支援における主な関係機関として、児童福祉分野、教育分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、医療分野、その他の保健・福祉分野、地域関係者など、医療、福祉、教育分野の連携先が提示されているが、親の働き方に関する企業や経営団体、労働者団体など労働分野は連携先には挙げられていない。しかしながら、ヤングケアラー支援には、教育、福祉、医療分野だけの連携ではなく、親の働き方に関連する雇用政策や労働政策とも関連していることに留意が必要であることが指摘できる。

共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加、大人のゆとりのなさといった要因があり、大人がケアにかけられる時間が減る傾向にあるなか、多くのヤングケアラーが生まれて、担うケアの負担は重くなっている。ヤングケアラーの支援策を考えるうえで「時間の貧困」は、重要な視点と言えよう。また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がある。しかしながら、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。そのようなヤングケアラーが孤独・孤立化に陥る状況を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するためには、「関係性の貧困」という視点をもつことも重要である。

地域コミュニティが衰退し、地域のつながりが弱まる中で、ヤングケアラーと家族は、地域

の中でいっそう孤立化しやすくなっている。本人や家族に自覚がないといったことも多いため、孤独・孤立化しやすいヤングケアラーと家族を支援するためには、課題解決を目指す「解決型支援」だけでは対応が難しいと言えよう。ヤングケアラーと家族がいったん支援を拒否したとしても、「つながり続けること」で自分たちの困難や課題を認識し、周囲との関係を築いていくことも期待できる。その中で新たな展開が始まることもある。その時々の方々の目線や立場に立って、「つながり続けること」を施策として推進することが重要であり、そのための財源の手当ても必要である。

ヤングケアラーと家族が孤独・孤立化する背景には、「経済的な貧困」のみならず、「時間の貧困」や「関係性の貧困」も大きな課題といえる。家族に頼ってきた機能を社会化することは、社会や地域のあり方を見直して、ヤングケアラーと家族の孤独・孤立化を未然に防ぐきっかけになるのではないだろうか。

【注】

- 1) 河本秀樹『日本のヤングケアラー研究の動向と到達点』「敬心・研究ジャーナル」 4(1), 1, 2020
- 2) 子ども家庭庁<<https://www.cfa.go.jp/policies/>>を参照のこと
- 3) 埼玉県ケアラー支援条例については下記を参照のこと。
<<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html>>
- 4) 埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調査結果
<<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/0101tyousa.pdf>>
- 5) 子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定）については下記を参照のこと。
<<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/r03-taikou.pdf>>
- 6) 同上。
- 7) ヤングケアラー支援強化事業については下記を参照のこと。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/yongcarer.support.overview20220331.pdf>
- 8) ヤングケアラー支援強化体制事業については下記を参照のこと。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/yongcarer_support_20220331.pdf>
- 9) 児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20210119-mxt_kouhou02-1.pdf
- 10) 有限責任監査法人トーマツ『令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜』
<<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>>
- 11) 島根県子どもの生活に関する実態調査結果
<<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/jittaityousakekka.html>>

12)同上

13) 有限責任監査法人トーマツ、同上。

【参考文献】

青木由美恵『ケアを担う子ども（ヤングケアラー）・若者ケアラー－認知症の人々の傍らにも－』「認知症ケア研究誌」2(0)、78-84、2018。

河本秀樹『日本のヤングケアラー研究の動向と到達点』「敬心・研究ジャーナル」4(1)、45-53、2020。

亀山裕樹『ヤングケアラーをめぐる議論の構造：貧困の視点を中心に』「北海道社会福祉研究」(41)、35-47、2021。

厚生労働省『厚生労働省・文部科学省におけるヤングケアラー支援に係る取組について』令和3年3月17日 <<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf>>

澁谷智子『ヤングケアラーの実態と支援の方向性』「都市問題」112(1)、24-28、2021-01。

澁谷 智子『ヤングケアラーの調査と支援』「ガバナンス」(235)、32-34、2020-11。

堀越栄子、菊澤佐江子、井手大喜、佐塚 玲子、平山 亮、大沢 真知子『シンポジウム「家族の変化と新しい時代のケアを考える」』「現代女性とキャリア」(9)、5-49、2017。

宮川 雅充、濱島 淑恵『ヤングケアラーとしての自己認識：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査』「総合政策研究」59号、1-14、2019。

宮崎 成悟『ヤングケアラーを社会全体で支えるために』「月刊自治研」62(728)、37-43、2020-05。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング『ヤングケアラーの実態に関する調査研究』平成31年3月。

有限責任監査法人トーマツ、『令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～』、2022年。

渡邊 多永子、田宮 菜奈子、高橋 秀人『全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握：国民生活基礎調査を用いて』「厚生指標」66(13)、31-35、2019-11。

【発表論文】

宮本恭子(2023)「ヤングケアラーの孤独・孤立化を未然に防ぐために」『経済科学論集』49巻、pp1-21。.

【刊行図書】

宮本恭子『日本社会の変容とヤングケアラーの生成－地域の実態調査から支援の方向性を考える』晃洋書房、2025年。



【謝辞】

調査に快くご協力いただいた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本研究は第38回（2022年度）マツダ財団研究助成（青少年健全育成関係）を得て実施された。